

○後志広域連合副広域連合長の給与に関する条例

〔平成19年6月8日〕
条例第24号

改正 平成27年3月3日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、副広域連合長の給料、旅費等及びその支給方法に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 副広域連合長の給料は、月額300,000円とする。

2 副広域連合長に就任し、又は退任した月の給料は、就任あった場合にあっては日割により、退任にあっては全額を支給する。

(旅費)

第3条 副広域連合長が公務のため旅行し、又は赴任した場合には、旅費を支給する。

2 前項の旅費は、後志広域連合職員の旅費に関する条例（平成19年後志広域連合条例第5号）の例による。

(通勤手当)

第4条 副広域連合長に対しては、通勤手当を支給することができる。

2 前項の通勤手当は、後志広域連合職員の給与に関する条例（平成19年後志広域連合条例第26号）の例による。

(支給方法)

第5条 この条例の規定による給与の支給方法については、この条例に定めのあるもののほか、後志広域連合職員の給与に関する条例の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。